

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成29年10月5日（木）から6日（金）
- 2 視察地 三重県亀山市 人口4万9,883人（平成29年11月1日現在）
三重県鳥羽市 人口1万9,336人（平成29年11月1日現在）
- 3 出席委員 高橋伸治、湯沢美恵、松島修一、日高英城、
今関公美、北原正勝、岸 昭二、黒澤健一、
滝瀬光一
- 4 視察事項 亀山市議会
議会改革について
・予算決算常任委員会について
・タブレット端末の活用について
鳥羽市議会
議会改革について
・予算決算常任委員会について
・鳥羽市議会災害時行動計画について
・通年議会について

以上の視察事項について、順次報告いたします。

はじめに、**亀山市議会**の視察概要について、報告いたします。

1 亀山市議会の概要

議員数は、条例定数18人、現員数18人です。常任委員会の構成は、総務委員会6人、教育民生委員会6人、産業建設委員会5人、予算決算委員会17人の4委員会があり、議会運営委員会は委員数6人です。

2 議会改革について

（1）予算決算委員会について

平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となったことを受け、24年3月に予算決算委員会を設置しました。委員会は議長を除く全議員で構成されています。

当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査は、当該委員会において全体審査を行います。全体審査については、議案の説明を受けた後、総括質疑（各会派1名）、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て採決を行い、最終的には、本会議において委員長報告を行っています。

各会計の補正予算に係る議案の審査は、予算決算委員会において各分科会（総務、教育民生、産業建設）へ分任し、各分科会により詳細な審査を行います。分科会の審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議を行い、審査終了後、各分科会の会長は審査経過の報告書

を作成し、予算決算委員長への提出並びに、当該委員会への報告となります。

予算決算委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て採決を行い、最終的に本会議において委員長報告を行っています。

課題としては、現在、各分科会の会長報告に当たって事務局職員が会議録を作成しており、かなりの労力を要していることから、分科会長報告及び会議録作成方法について、今後検討していきたいとのことでした。

(2) タブレット端末の活用について

情報伝達の迅速化及びペーパーレス化を図り、効率的な議会活動及び積極的な政務活動に資するため、平成25年度に、議員に対して「議会の情報化に関するアンケート」を実施し、半数以上が導入すべきとの意見がありました。これを受け、26年度より議会改革推進会議検討部会において、議会活動等へのタブレット端末の導入について検討を開始し、27年にプロジェクトチームを設置し、タブレットの運用・使用基準の検討を行いました。

その後、平成28年3月に亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせを策定し、5月からタブレットの本格運用開始、6月には、申し合わせを改正し、定例会及び委員会の配布資料について、議会側として出来るところからペーパーレス化に取り組んでいます。

タブレット端末については、議員全員に貸与していますが、使用に関しては、個人的使用は認めないこと、また、本会議、委員会、その他公開の会議のみ使用を認めていることとなっており、現在、代表者会議、秘密会においては使用を認めていません。

なお、タブレット端末の通信費月額2,973円のうち1,000円は、各議員が政務活動費で負担することとしており、残りは公費で負担しています。

課題としては、執行部は紙ベースであることから、今後、運用システムの保守導入費用の面からも執行部と一体となつての導入を図る必要があるとのことでした。

次に**鳥羽市議会**の視察概要について報告いたします。

1 鳥羽市議会の概要

議員数は、条例定数14人、現員数14人です。委員会の構成は、総務民生常任委員会7人、文教産業常任委員会7人、予算決算常任委員会13人の3常任委員会に加え、議会運営委員会6人、広報広聴委員会7人、議会改革推進特別委員会13人の6委員会です。

2 議会改革について

(1) 予算決算常任委員会について

平成23年度までは、当初予算及び補正予算の歳入は、総務担当の委員会へ、歳出は所管の委員会へ分割付託し、決算については、歳入歳出のすべてを特別委員会で審査をしていました。しかし、東日本大震災の津波被害による修繕工事を必要とした際に総務担当の委員会より、歳入、歳出の会計科目に一連性がないとの指摘を受け、24年度から予算決算常任委員会を設置しました。

委員会の構成は、議長を除く全議員です。

当初予算及び決算については、4日間の審査日数を設け、款ごとに事業説明を受けた後、委員間討議、その後採決を行い、本会議において委員長報告を行います。

補正予算については、款ごとの事業説明、委員間討議、採決を1日間でを行い、本会議において委員長報告を行います。

課題としては、事前調査の徹底のために、各審査において予算書、決算書、説明書の他に成果説明書及び説明資料を添付しておりますが、今後、活用が不十分な点を考慮し各議員が必要とする資料の調整が必要と考えているとのことでした。

(2) 鳥羽市議会災害時行動計画について

平成26年12月に、これまでの災害時に議長・議員及び議会が取るべき行動や被害状況の情報伝達が統一できなかった経験より、災害時の行動をマニュアル化して情報を流すことの必要性を感じ、計画を策定しました。

この計画は、大規模災害時に限定せずに鳥羽市地域防災計画における警戒体制の災害を想定しています。多くの離島を抱える地理的特性を考慮した結果、特に大規模災害時の交通途絶等を想定し、無理に早期の議会参集を義務付けず、なるべく地域における活動を優先することとしています。計画には、「風水害」による災害を初動期、応急復旧復興期に、「地震・津波・その他の災害」の災害時は、初動期、応急期、復旧復興期に分かれており、災害の内容により行動内容が異なります。災害時の対応として、議員が知りえた情報の報告や問合せについては、鳥羽市災害対策本部へ直接連絡せず、原則、議会事務局経由で一元化して行います。

今後は、平常時の訓練への積極的参加、自らの行動の検証、携帯電話の不通を想定しタブレット端末の操作方法の習熟などに努めたいとのことでした。

(3) 通年議会について

平成24年9月の地方自治法の改正により、地方公共団体の議会について、条例により、定例会、臨時会の区分を設けずに通年の会期とすることができるようになったことから、議会改革推進特別委員会で導入の是非について検討を行い、その後、全員協議会、議会運営委員会、議会改革推進特別

委員会の開催、議会運営委員会での行政視察、議員研修会を経て、26年3月定例会に「鳥羽市議会の会期等に関する条例の制定」「鳥羽市議会会議規則の一部改正」を行い、26年5月1日から通年会期をスタートしました。

会期は、議員の改選に合わせるために、5月1日から翌年の4月30日までとなっています。1年間毎日会議を開いているわけではなく、「鳥羽市議会の会期等に関する条例」で定められた定例日は、5月15日と6月・9月・12月・3月の各月3日間です。5月15日を除く定例日は一般質問を行う会議となります。通年会期により、災害等が起こった場合、速やかに会議を開くなどの対応が可能となるとともに、審議時間に余裕を持たせることが可能となります。

課題は、常任委員会の開催がしやすくなる利点がある一方で、常に議会が優先されるため、議員個々の研修会や災害ボランティアなどの活動の範囲が狭まるとの意見があります。現在、タブレットにより常に会議日程の更新を行っていますが、確認の有無が不明であるため、今後は、配信している議会日程の速やかな確認の徹底が必要とのことでした。

以上、報告いたします。

当委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取組の状況を収集し、議長から諮問された事項の他、市民に開かれた議会としての議会改革に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと存じます。

平成29年11月29日

北本市議会運営委員会
委員長 滝瀬 光一

北本市議会議長 黒 澤 健 一 様